

中学生までの医療費を助成 乳幼児医療費の助成を大幅拡大

乳幼児医療費助成制度はこれまで、0歳児から小学校就学前（6歳）までを対象としていました。平成21年度からは、子育て支援をさらに充実させるため助成対象を拡大。中学生（15歳）までの医療費を助成することになりました。この改正は、4月1日から適用されています。

- 対象となる人**
- 1 川根本町に住所がある人
 - 2 健康保険に加入している人

- 3 小学1年から中学3年までの人
- 通院受診回数の数え方**
- 1 同じ日に医科、歯科を受診した場合は、それぞれ1回と数える。
 - 2 同じ日に総合病院など同一医療機関で、複数の診療科を受診した場合は、併せて1回と数える（歯科を除く）。
 - 3 処方せんの交付により薬局で調剤を受ける場合、医療機関への受診と併せて1回と数える。実際の回数のカウントは、処方せんを交

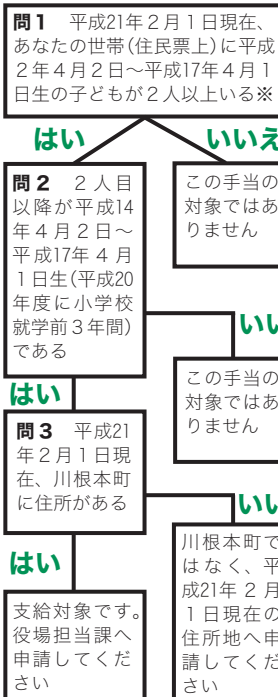


福祉課 ☎(56) 2224

子育て奮闘中の家庭を応援 子育て応援特別手当の申請受付

子育て応援特別手当は、昨年10月30日に国で決定された生活を支援する制度の一つです。多子世帯の幼児教育期の負担を軽減します。幼児教育期の第2子以降の子ども1人当たり36,000円を支給。あなたの家庭が対象となるかどうか、左のフローチャートを確認してみてください。

あなたは対象？フローチャート



※別世帯でも、対象となる子ども2人以上の扶養者が同じ人である場合は、扶養していることを証明するもの(保険証など)があれば、「はい」として問2へ進んでください

が必要で、よくある質問

Q1 どうして第2子以降の3から5歳の子どもが対象なの？

A1 一般に幼稚園や保育所に共通して通う年齢が対象です。また2歳までの子どもには、児童手当制度によって乳幼児加算がされているためです。

Q2 世帯主が祖父の場合、子どもの父母には支給されないの？

A2 子育て応援特別手当は、子どもの親か否にかかわらず世帯主に支給します。祖父が世帯主の場合は祖父に支給します。

Q3 来年度は支給されるの？

A3 この手当は、生活対策に基づくものです。定額給付金と同様、本年度限りのものです。

申請書、振込口座の氏名と番号確認のため通帳の写し、代理申請の場合は、本人確認ができるもの

申請書、振込口座の氏名と番号確認のため通帳の写し、代理申請の場合は、本人確認ができるもの

付した医療機関がする。

4 同じ日の再診は、それぞれ1回と数える(1日500円ではないため)。

【9月30日までの手続き方法】

- 1 医療機関受診後に、1カ月分の領収書をまとめた上で、本庁生活健康課健康室または総合支所住民生活室で手続きをしてください。
- 2 審査後に助成金が、指定された金融機関へ振り込まれます。

手続きに必要なもの

- 1 支払った医療費の領収書(平成21年4月1日以降で保険給付を受けた日から1年以内のもの)・受診した子の氏名・受診日・保険診療自己負担額が明記され、医療機関の印があるもの
- 2 印鑑(スタンプ式でないもの)
- 3 健康保険証のコピー
- 4 保護者名義の通帳

【10月1日からの手続き方法】

助成を受けるためには、こども医療費受給者証(仮称)が必要になります。9月ごろに対象者へ案内通知を送付します。

本庁生活健康課健康室または総合支所住民生活室で申請手続きをしてください。こども医療費受給

者証(仮称)をお渡しします。

受給者証の使い方

医療機関の窓口へ、こども医療費受給者証(仮称)と健康保険証を一緒に提示してください。受診後に支払う自己負担額は次の通りになります。

通院時 1回500円(500円に満たないときはその額)

入院時 1日500円×日数

5回目以降は負担なし。

●町が助成する額

通院	入院
保険診療自己負担額のうち、1回500円を差し引いた額。ただし、1カ月4回(2,000円)まで。5回以降は全額負担	保険診療自己負担額のうち、1日500円×日数を差し引いた額

※保険診療外の支払い(入院証明書代・入院時の食事代・薬の容器代・健康診断料・予防接種など)については助成の対象となりません。

地域の活性化や、家庭の支援のために定額給付金の支給が始まっています。まだ通知を受け取っていない人、転入転出などで、どの市町村で申請したらいいのか分からないなど、ご不明な点は気軽にお問い合わせください。

定額給付金の申請期限は平成21年9月24日です。

対象者

平成21年2月1日現在で、本町に住所がある人(外国人を含む)。

給付金額

- 1 65歳以上…20,000円
- 2 18歳以下…20,000円
- 3 右記以外の人…12,000円

給付の方法

指定の金融機関への振り込みを基本とします。ただし希望者には現金での給付も可能です。※現金給付の場合は、役場本庁・総合支所での受け取りとなります。申請書受理後に、口座振替日または支払日を通知します。

申請に必要なもの

必要事項を記入した定額給付金受給申請書、指定する口座の通帳のコピー ※コピーが困難な場合は不要。その場合は口座番号など間違いがないよう、よく確認してください。

申請方法

通知書に同封した返信用封筒で返信してください。

その他

申請書の受付期間は、平成21年9月24日です。期限までに申請されない場合は、給付辞退と見なされます。お早めの手続きをお願いします。

給付金の支払いについては、申請書提出後に町から送付する「決定通知書」に記載されています。なお、町から送付する「決定通知書」の口座番号欄は、上1桁・下2桁を*で隠してあります。これは、個人情報保護するための措置です。隠していない部分の数字を確認してください。

申請の期限は9月24日です 定額給付金の手続きお忘れなく

企画課 ☎(56) 2221

